

学校法人別府大学への寄付金に対する免税措置について ～ 個人の場合 ～

学校法人別府大学は、文部科学省より特定公益増進法人の証明を受けており、本法人に対する寄付金は、所得税の優遇措置を受けています。

これに加え、本法人を条例で指定した地方公共団体では、個人住民税（県民税・市民税）の寄付金控除を受ける事ができます。

【1】所得税

所得控除	
概要	寄付金額から2千円を差し引いた金額が所得金額から控除できる制度。所得控除を行った後に所得金額に応じた税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の減税効果が大きくなります。
寄付金控除額	寄付金額(※1)－2,000円
手続時期	確定申告時
手続方法	寄付金控除に係る証明書（写）と、寄付金を振込した銀行が発行した払込金受領書（又は本学発行の領収書）を確定申告書に添付して、所轄税務署に提出してください。
控除に係る証明書	特定公益増進法人証明書

※1 総所得額等の40%が上限となります。

寄付金控除額の目安（控除額は目安ですのでご了承下さい。）

所得控除				
年収	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円
所得税率	5%	20%	23%	33%
寄付金額	控除額（単位：円）			
2万円	900	3,600	4,140	5,940
5万円	2,400	9,600	11,040	15,840
10万円	4,900	19,600	22,540	32,340
50万円	24,900	99,600	114,540	164,340
100万円	49,900	199,600	229,540	329,340

【2】住民税

次の県・市にお住まいの方が寄付をした場合は、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。

本法人を条例で指定した地方公共団体

大分県、別府市、宇佐市、日田市

【控除額】

① 大分県（県民税）…{寄付金額（総所得額等の30%が上限）-2,000円}×**4%**

② 上記の3市（市民税）…{寄付金額（総所得額等の30%が上限）-2,000円}×**6%**

※県と市の双方に該当する場合は**10%**となります

寄付金控除を受けるにあたり、本学より寄付者名簿を提出することとなりますので、予めご了承ください。寄付者名簿には、寄付者氏名、住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。